

令和 8・9 年度
神戸市入札参加資格審査申請
質 疑 応 答 集

令和7年10月
神戸市行財政局契約監理課

(第2版)

項 目 一 覧

質疑回答

I. 共通

A. e-KOBE:神戸市スマート申請システムについて	...	1 ページ
B. ID・パスワードについて	...	1 ページ
C. システム操作について	...	2 ページ
D. 端末環境について	...	2 ページ
E. 申請受付について	...	2 ページ
F. 申請受付(提出先及び期間)について	...	3 ページ
G. 申請受付(控えの印刷)について	...	3 ページ
H. 申請受付(入力内容)について	...	3 ページ
I. 提出書類について	...	4 ページ
J. 代表者・受任者の変更について	...	4 ページ
K. 国税未納なしの証明について	...	4 ページ
L. 登記事項に関する履歴事項証明書について	...	4 ページ
M. 審査結果について	...	4 ページ
N. その他	...	4 ページ
★ <申請の修正・取下げ・書類データ添付について>	...	6 ページ

II. 工事

A. 申請内容について	...	7 ページ
B. 等級格付について	...	7 ページ
C. 建設業許可証明書 提出書類(番号6)について	...	8 ページ
D. 経営事項審査 提出書類(番号7)について	...	8 ページ
E. 社会保険等の加入について 提出書類(番号8、9、10)について	...	8 ページ
F. その他	...	8 ページ

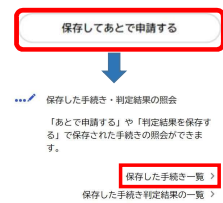
III. 物品等

A. 申請内容について	...	9 ページ
B. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入を確認できる書類について	...	9 ページ
C. 技術・社会貢献評価制度について	...	9 ページ
D. その他	...	10 ページ

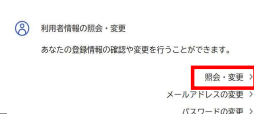
質疑回答

I. 共通

A. e-KOBE:神戸市スマート申請システムについて

質問	回答	備考
1 申請の際はICカードが必要ですか？	申請時にはICカードは不要です。	
2 申請画面の入力を一旦中断したいのですが、どうすればいいですか？	各申請ページの最下部に「保存してあとで申請する」ボタンで保存してください。ボタンを押したら、「保存します。よろしいですか？」と表示されるので、「OK」を押下し、右上のログアウトボタンからログアウトして終了してください。 再開するときは、e-KOBEにログインし、マイページの「保存した手続き・判定結果の照会」欄の「保存した手続き一覧」にあります。保存データは、保存した日から1ヶ月間保存されます。 ※保存せずに一時間操作を中断すると、自動ログアウトされるため、入力した内容は削除されます。	 保存してあとで申請する ↓ 保存した手続き・判定結果の照会 「あとで申請する」や「判定結果を保存する」で保存された手続きの照会ができます。 保存した手続き一覧 保存した手続き判定結果の一覧
3 システムの操作マニュアルはどこにありますか？	e-KOBE:神戸市スマート申請システム操作マニュアルをご覧ください。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/manual/index
4 利用登録時に、「お知らせ・通知メール」を「希望しない」と選択すると、受付完了や、審査に関するメールも送信されなくなりますか？	「希望しない」を選択した場合でも、重要なお知らせや、受付完了、審査に関するメールは届きます。	

B. ID・パスワードについて

質問	回答	備考
1 IDの取得方法を教えてください。	e-KOBE:神戸市スマート申請システムにある「新規登録」からIDを取得してください。個人事業主の方も「事業者」でご登録ください。 ※以前取得した「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」のID・パスワードは、「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」に引き継がれていません。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home  スマート申請システム もっと便利に。 もっと簡単に。
2 IDが不明です。(紛失含む)	利用者IDはメールアドレスとなります。登録したメールアドレスを忘れた場合は、e-KOBE:神戸市スマート申請システムからIDを新規で取得してください。 なお、一度登録済みのメールアドレスを使って「新規登録」することはできません。	
3 パスワードが不明です。(紛失含む)	e-KOBE:神戸市スマート申請システムのログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」を選択していただき、利用者登録を行った「メールアドレス」を入力してください。 入力された登録済みのメールアドレス宛に、「認証コード」を記載したメールが送信されますので、パスワードの再設定の画面にて、認証コードと新しい任意のパスワードを入力し「変更する」ボタンをクリックしてください。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home  パスワードを忘れた方はこちら 利用者の新規登録はこちら
4 e-KOBEのID/パスワードは取得済みです。ひとつのIDで工事と物品等の申請を行っても問題ありませんか？	ひとつのIDで工事と物品等の申請を行っても問題ありません。 申請途中の保存が出来るのは1申請のみの仕様のため、複数の申請を個別に途中保存することは出来ません。物品等と工事でひとつずつ保存は可能です。	
5 以前取得した利用者ID/パスワードの登録情報を変更することはできますか？	e-KOBEにログインしていただき、マイページの「利用者情報の照会・変更」の「照会・変更」から、登録情報の変更が行えます。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home  ⑧ 利用者情報の照会・変更 あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。 照会・変更 メールアドレスの変更 パスワードの変更
6 本登録時に使用するID/パスワードは、神戸市より通知された認定通知書に記載のID/パスワードを使用するのですか？	以前の申請で神戸市が送付した認定通知書記載のID/パスワードは、本登録申請には利用できません。e-KOBE:神戸市スマート申請システムにある「新規登録」からIDを取得してください。	新規登録の手順については、No.1の項目を参照してください。
7 GビズIDを取得しています。e-KOBEで新たにIDを取得する必要はありますか？	GビズIDを取得している事業者は、e-KOBEで新たにIDを取得する必要はありません。e-KOBEの「ログイン」ボタンをクリックして別ウィンドウで表示されるログイン画面下部の「GビズIDでログイン」からログインしていただけます。 GビズIDをお持ちでもログイン時に必要な認証コードの確認が難しいなどの状況も考えられます。申請担当者が確認できるメールアドレスでe-KOBEのID/PWを取得し、申請いただいても問題はありません。 GビズIDとe-KOBEのIDをお持ちの場合、連携をしていたと、それぞれのIDで申請した履歴を共有することができます。連携は必須ではないので、連携をしなくても構いません。	 GビズIDでログイン
8 以前に申請を行いました。再度申請者登録(ID・パスワード発行)を行う必要がありますか？	e-KOBE:神戸市スマート申請システムのID・パスワードがあれば、そちらを使用して申請ができます(再度の申請者登録は必要ありません)。 ※以前取得した「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」や、電子入札システムのID・パスワード(認定通知書に記載しているもの)とは異なります。 「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」のID・パスワードが不明な場合は、再度新規登録を行い、ID・パスワードを再取得してから申請してください。※個人事業主の方も「事業者」でご登録ください。	
9 利用者の新規登録を行う際、認証コードが記載されたメールが届きません。	システムから送信される通知メールが迷惑メールと判定されて、受信フォルダではなく迷惑メールフォルダに格納されている可能性があります。 迷惑メールフォルダに通知メールが格納されていないかどうか確認してください。あるいは、入力されたメールアドレスが誤っている可能性があります。	
10 利用者の新規登録の「メールアドレス」にはどのアドレスを入力すれば良いですか？	「メールアドレス」には、申請に関するメールはもちろん、このあとの利用者登録やログイン毎に必要な認証コードを申請担当者が受信/確認できるメールアドレスを入力してください。また、メールアドレス確認メールを受信してから30分以内に認証コードを入力してください。	

11	「メールアドレス」が変更になった場合、どうすればよいですか。	e-KOBEにログインし、マイページの「利用者メニュー」>「利用者情報の照会・変更」>「メールアドレスの変更」から、メールアドレスを変更してください。 メールアドレスは利用者IDとなりますので、次回以降は、変更後のメールアドレスがログイン時の利用者IDになります。また、上記の手順でメールアドレス(利用者ID)を変更した場合、申請履歴も新しい利用者IDに引き継がれます。(この手続きの前にメールアドレスを変更してしまい、認証コードが確認できない場合は利用者IDを新規登録していただくこととなります。)	 利用者の照会・変更 あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。 照会・変更 メールアドレスの変更 パスワードの変更
12	利用者情報は、どのように入力しますか。	当申請のための利用者登録の際は、利用者情報の、法人名、郵便番号、所在地、代表者名などは本社の情報とし、登録メールアドレスや連絡先電話番号、担当部署、担当者名などは支社などの申請ご担当者の情報としてください。この内容は申請審査に影響しないため、必須項目のみのご登録で構いません。	
13	利用者IDの発行に要する期間を教えてください。	即時発行です。新規登録の認証コードは30分以内にご入力ください。	
14	神戸市発行の認定通知書に記載のID・パスワードで、電子申請を行うのですか。	認定通知書記載のID・PWは、電子入札システムで利用するIDであるため、e-KOBE(神戸市スマート申請システム)のID未取得の場合は、新規でIDを取得して頂く必要があります。	新規登録の手順については、No.1の項目を参照してください。
15	e-KOBEの登録メールアドレスは、メーリングリストにしてもいいか。	問題なくメールが届くアドレスであれば、メーリングリストでも構いません。 ログインごとに認証コードが必要となり、利用者IDとして登録したメールアドレスに認証コードが届きます。申請者が複数人いる場合や物品等と工事で部署をまたいで申請者がいる場合は、メーリングリストを作成し、利用者IDのアドレスに登録すると認証コードの確認が容易になります。※メールアドレスはログイン後、マイページで変更することができます。	
16	e-KOBEのIDは、社内で共有することはできるか。	可能です。一つのIDで同時に複数人がログインできます。ただし、1つの手続き申請に保存できる申請は1つとなっています。1件保存し、もう1件申請内容を登録し、保存すると、すでに保存した内容に上書きされる仕様となっていますのでご注意ください。	
17	複数事業者の申請業務を代理で行う場合、IDは事業者毎に取得する必要がありますか。	代理で申請業務を行われる場合、IDの取得は事業者ごとに行う必要はありません。 申請を行われる方の基本情報で、登録いただいたIDで複数申請ができます。ただし、1つの手続き申請に保存できる申請は1つとなっています。1件保存し、もう1件申請内容を登録し、保存すると、すでに保存した内容に上書きされる仕様となっていますのでご注意ください。複数の申請内容を保存する必要がある場合には、複数IDを取得してください。	

C. システム操作について

	質問	回答	備考
1	時間をおいて操作しようすると「当サービスの操作が一定時間行われませんでした。お手数ですが、最初から操作をやり直してください。」と表示されます。	本サービスを利用中に、操作されない時間が60分を超えると安全対策のためタイムアウトになります。お手数ですが再度、最初から操作をやり直してください。	
2	添付ファイルのアップロード時に、「アップロードに失敗しました」のメッセージが表示されました。どのような原因が考えられますか。	以下の理由が考えられます。 ・パスワード付きの圧縮ファイル(ZIPファイル)を添付しようとした場合 ・圧縮ファイル(ZIPファイル)の中に、パスワード付きのファイルが含まれている場合 ・添付ファイルがウイルスに感染している場合	
3	入札参加資格審査申請を行いますが、継続の場合はどうすればいいでしょうか。	継続して入札参加資格を申請する場合は、申請内の登録区分で「継続」を選択してください。	
4	申請手続きに関連する資料は、どちらよりダウンロードできますか。	工事請負入札参加資格の場合は、「令和8・9年度 神戸市工事請負入札参加資格審査申請」、物品等入札参加資格の場合は、「令和8・9年度 神戸市物品等入札参加資格審査申請」、にある「申請関連書類」よりダウンロード可能です。	工事請負URL https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/89koujiannai.html 物品等URL https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/89buppinannai.html

D. 端末環境について

	質問	回答	備考
1	推奨動作環境を教えてください。	利用可能なOSやブラウザ等については、「動作環境」をご確認ください。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/requirement
2	e-KOBEの上部にある「ヘルプ」から動作環境を確認すると、「パソコン向けアプリ(電子署名拡張AP)の動作環境チェックと、電子署名拡張APの記載があるが、入札参加資格審査申請に際しても、必要か。	入札参加資格審査申請には、電子署名を行う、電子署名拡張APが必要な内容はありませんので、インストールせずに、手続きを進めることができます。後日、入札参加資格審査申請とは別にe-KOBEにて、電子署名拡張APが必要な電子署名を含む申請を行う必要が生じた場合には、手順通りにインストールいただければ、問題なく、手続きをしていただけます。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/requirement

E. 申請受付について

	質問	回答	備考
1	入札参加資格審査申請はどこから行えますか？	神戸市HPの、工事請負入札参加資格の場合は、「令和8・9年度 神戸市工事請負入札参加資格審査申請」、物品等入札参加資格の場合は、「令和8・9年度 神戸市物品等入札参加資格審査申請」に記載のe-KOBEリンクよりアクセスし、申請ください。	工事請負URL https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/89koujiannai.html 物品等URL https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/89buppinannai.html
2	行政書士が申請する場合、委任状の提出は必要ですか。	委任状の提出は不要です。申請画面の「この申請の作成者」に、申請した行政書士の連絡先を記入してください。	
3	申請が完了したことは、何をもちて確認することができますか。	申請の完了画面において「申込番号」が表示されれば、申請データは受け付けられたこととなります。また、申請完了時に受付完了メールが利用者IDで登録したメールアドレス宛に送信されますので、メールからも「申込番号」を確認いただけます。不備等がある場合は神戸市よりご連絡いたします。	
4	提出書類はすべて電子での提出となりますか。	原則、電子での提出となります。	
5	資格審査申請を行いたいのですが、一度の申請で「工事」と「物品(コンサル・測量)等」の両方の資格を取得できるか？	工事と物品(コンサル・測量含む)等のそれぞれで申請が必要です。	

6	必要書類を複合機でスキャン等してPDFファイル化したデータを、システムにより提出することですが、注意事項はありますか？	1) 1つの書類は1つのPDFファイルとなるようにスキャンしてください。 1ページごとや表裏を別々のファイルにしないでください。 2) 可能な限り低解像度でスキャンしてください。 e-KOBEでは提出データの1ファイルのサイズは10MBまでの制限があるため、文字が読みとれる範囲を保ちつつ、可能な限り低解像度(概ね300dpi程度)でスキャンしてください。 3) 白黒コピーした書類を白黒スキャンしてください。 また登記簿等は原本をスキャンするとデータサイズが大きくなるため、必要に応じて一旦白黒コピーしたものを白黒モードでスキャンしてください。 4) スキャンしたファイルの名前は、申請画面の最終頁の「必要書類(電子データ)」の各書類欄に明示するファイル名に変更して提出してください。 このFAQ内の「申請の修正・取下げ・書類データ添付について」もご参照ください。	
7	市役所の窓口で申請内容が間違っていないか確認してもらえますか？	窓口では申請内容の確認は行っておりません。申請受付後に審査で不備等が見つかれば申請者に連絡します。	
8	「個人」で登録していますが、4月までの間に法人化する予定です。申請はどうすればいいですか？	今回の登録は個人で申請してください。法人化の手続きが済み次第「変更届」を提出してください。 詳細は、このFAQ内の「申請の修正・取下げ・書類データ添付について」をご参照ください。	
9	建設コンサルタント等業務で入札参加資格審査申請を考えています。申請は「物品」でしょうか、「工事」でしょうか。	建設コンサルタント業務の案件は、「物品」での申請をお願いします。 但し、申請の内容に関して、神戸市入札参加資格申請ヘルプデスク(078-322-6282)にお問い合わせいただいてもなお、解決しない場合は、下記までお問い合わせください。 【お問い合わせ先:建設コンサルタント等業務に関すること】 TEL 078-322-5147 神戸市役所契約監理課 工事契約(コンサル)担当 受付時間 土日祝、年末年始を除く8:45-12:00、13:00-17:30	
10	白黒ではなくカラーでスキャンしたPDFファイルの提出は可能か。	該当提出ファイルが10MB未満であれば、カラーでスキャンしたPDFファイルでも提出は可能です(認めます)が、できるだけ申請システムのサーバー空き容量を確保するため、ファイルサイズが小さくなる白黒スキャンに協力をお願いします。	

F. 申請受付(提出先及び期間)について

質問		回答	備考
1	「令和8・9年度 神戸市入札参加資格申請」を行いたいのですが、e-KOBE:神戸市スマート申請システムの受付期間(利用可能時間)を教えてください。	令和7年11月1日(土)午前9時～令和7年12月19日(金)午後5時30分までの期間で、24時間申請可能です。 ただし、e-KOBEが不測の事態で稼働停止や動作不良となるリスクを考慮して、出来る限り受付終了日一週間前までに申請完了されることをお勧めします。また、準備期間は設けておりません。 なお、申請期間終了後は、e-KOBEの不具合を含め、あらゆる理由を問わず一切受付できませんので、早めの手続きをお願いいたします。	
2	受付期間中に申請登録ができませんでした。どうしても受付してほしいのですが、どうすればよいですか。	受付終了後は、理由を問わず一切受付することはできません。 ただし、令和8年6月から神戸市入札参加資格の追加登録の申請を受付する予定です。ので、しばらくお待ちください。	

G. 申請受付(控えの印刷、保存)について

質問		回答	備考
1	申請した内容の控えを印刷することはできますか。	「次へ進む」をクリックして表示される申請内容の画面を、ブラウザの機能を使ってPDF保存あるいは印刷してください。※マイページの申請履歴からも同様にPDF保存あるいは印刷できます。申請中に誓約、承諾いただいた内容は「次へ進む」をクリックして、「申請する」をクリックした画面に表示される「申請内容のPDFをダウンロードする」をクリックするとダウンロードされるので、内容を確認して保存してください。	
2	申請した内容の控えを印刷せずに送信しました。送信後の印刷手順を教えてください。	e-KOBEマイページの[利用メニュー]>[申請履歴・委任状の確認]>[申請履歴一覧・検索]をクリックします。[申請履歴一覧]画面から該当の申請を選択し、表示される申請内容の画面を、ブラウザの機能を使ってPDF保存あるいは印刷してください。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home
3	申請時にシステム上で選択したファイルを、システム上で閲覧できますか。	e-KOBEマイページの申請履歴から閲覧できます。	https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home

H. 申請受付(入力内容)について

質問		回答	備考
1	「法人番号」には何を入力すればよいのですか。	自社の法人番号を入力してください。 ご不明な場合は、国税庁の「法人番号公表サイト」にてお調べください。 *「法人番号公表サイト」 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	
2	業者番号がわからないのですが、どうすればよいですか。	業者番号欄を空欄で申請してください。	
3	氏名・会社名に旧字体が使われています。どうすればよいですか？	本サービスで利用できる文字は英数字、ひらがな、カタカナ、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字となります。使用できない旧字体は、新字体やひらがな等の使用できる文字で入力してください。なお、入力された文字で兵庫県電子入札共同運営システムにも登録されることをご了承ください。 ※本市との契約書や本市からの郵送物宛先等の商号、代表者氏名等も当申請で入力した文字となるため、通常使用する文字に修正する必要がある場合、「文字修正指示書」に正しい内容を記載いただき、システム上で提出してください。	
4	代表者(受任者)の肩書きが長すぎて入らないのですが、どうすればよいですか？	システム上は入力できる所まで、入力してください。「文字修正指示書」に正しい内容を記載いただき、システム上で提出してください。	
5	「受任者が選択されていません」とのエラーメッセージが出ます。	申請画面1ページ目の「受任者」欄にて委任の有無を選択してください。	

	6	令和6・7年度の入札参加資格を持っており、令和8・9年度の入札参加資格の申請前に社名変更により変更届を提出しています。令和8・9年度申請の「業者番号」は旧社名のときに発行された番号を入力するのですか。	業者番号の変更はありませんので、旧社名のときに発行された番号を入力してください。	
	7	「常時使用する従業員数」はどのように数えたらよいですか。	原則として期間の定めのない労働者（正社員など）、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員などが常時使用する従業員であり、会社役員及び個人事業主は含みません。	
I. 提出書類について				
	質問		回答	備考
	1	「必要書類一覧」に記載された書類は、全て提出する必要があるのですか。	該当する書類をすべて提出してください。	
	2	申請画面の書類22（物品等）はどのような場合に提出が必要ですか。	事業共同組合等のみ必要となります。	
	3	工事・物品等ともに申請しますが、印鑑証明書や納税証明書はどちらか一方に添付すればよいですか？	工事・物品それぞれの画面で添付していただくようお願いします。	
	4	使用印鑑届、文字修正指示書の商号欄に社名のゴム印を使用しても良いですか。	使用印鑑届、文字修正指示書の商号欄は、本社本店の商号を明記していただければよく、手書きに限りません。ゴム印を使用していただいても結構です。	
	5	使用印鑑届には受任者を記入するのですか。	使用印鑑届、文字修正指示書の商号欄は、本社本店の商号を明記してください。	
J. 代表者・受任者の変更について				
	質問		回答	備考
	1	令和8・9年度の入札参加資格より受任者を変更します。令和8・9年度分の申請は、新受任者の情報で入力するのですか。	新受任者の情報で入力してください。	
	2	申請後に代表者の変更、所在地の変更があった場合、どうしたらいいですか？	このFAQ内の＜申請の修正・取下げ・書類データ添付について＞をご参照ください。	＜申請の修正・取下げ・書類データ添付について＞
K. 国税未納なしの証明について				
	質問		回答	備考
	1	納税証明書を取得しましたが、納期未到来の税があります。申請は行えますか。	令和7年8月1日以降発行の納税証明書に納期未到来の税の未納があっても、発行時点で納期が到来した税の未納がないことが確認できれば、申請は可能であり、未納とは扱いません。	
	2	税未納のため納税証明書が出ません。	納期の到来した税の完納が確認できる書類がなければ、申請されても書類不備になりますので審査は通りません。未納分を納めていただき、未納の税額がない状態で納税証明書をご提出ください。	
	3	設立して間がなくまだ納税義務がありませんが、どうすればよいですか。	納税がない場合でも、未納がなければ証明書の発行は可能です。所管の税務署へお問い合わせください。	
	4	換価の猶予を受けている場合、申請は可能か。	換価の猶予を受けている場合は申請できません。	
L. 登記事項に関する履歴事項全部証明書について				
	質問		回答	備考
	1	登記情報提供サービスで取得したPDFファイルを履歴事項全部証明書の代用として提出することは可能か？	登記情報提供サービスのPDFファイルには証明文や公印等が付加されないため代用出来ません。証明書原本をスキャンしたPDFファイルを提出してください。	
M. 審査結果について				
	質問		回答	備考
	1	審査結果はいつごろ通知されますか？	進捗状況の問い合わせについてはお答えしておりません。 （「e-KOBE：神戸市スマート申請システム」のマイページの利用者メニューにあります「申請履歴・委任状の確認」欄の「申請履歴一覧・検索」では申請一覧に「審査中」との表示がされますが、実際の審査状況はこちらに反映しておりません。） 書類不備等があれば、個別に連絡をいたします。 なお、審査結果は、令和8年3月下旬に送付予定の令和8年4月1日付けの「認定通知書」によりご確認ください。	
N. その他				
	質問		回答	備考
	1	神戸市入札参加資格審査申請ヘルプデスクの受付時間について教えてください。	「令和8・9年度神戸市入札参加資格申請」の申請の方法、システムの操作については、期間限定で別途専用ヘルプデスクを設けていますので、直接ご連絡ください。 《問い合わせ先》 「神戸市入札参加資格審査ヘルプデスク」 ※令和7年12月19日(金)まで開設（申請の方法、システム操作に関して） 電話（専用回線）： 078-322-6282（9時00分～17時00分） ※土日祝日、年末年始を除く。申請開始日は土曜日となるためご注意ください。	

	2	兵庫県各市町の電子入札システムを操作する方法について教えてください。	「兵庫県電子入札ヘルプデスク」 電話(専用回線) : 0120-310-084 ※ 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分(土・日・休日を除く) ※年末年始(12月29日～1月3日)除く	
	3	兵庫県建設工事の電子入札システムを操作する方法について教えてください。	「兵庫県工事入札申請ヘルプデスク」 電話 : 0120-557-864 ※ 9時00分～17時00分(土・日・休日を除く) ※年末年始(12月29日～1月3日)除く	
	4	兵庫県出納局の電子入札システムを操作する方法について教えてください。	「兵庫県物品調達ヘルプデスク」 電話 : 0120-554-538 ※ 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分(土・日・休日を除く) ※年末年始(12月29日～1月3日)除く	
	5	神戸市以外の市町村に対する入札参加資格審査申請について教えてください。	各団体(市町村)に直接ご連絡ください。	
	6	9月1日にHPIに掲載された案内の「神戸市ホームページに、令和8・9年度神戸市競争入札参加資格審査申請の詳細方法を掲載しますので、ご確認ください。 (https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/89nyusatsusankashikaku.html)」のリンクが「ご指定のページが存在しません」と表示されるが、どうしたらみられるか。	ウェブページの再読み込みを実行するかキャッシュを削除してください。	

★ <申請の修正・取下げ・書類データ添付について>

申請前	容量が大きく、システム上で添付できない書類がある。	登記簿等、数十ページに及ぶ書類のスキナーデータのサイズが大きくなり、システムで提出ができない場合、サイズが大きい書類の添付欄に、本市が指定するダミーファイル(別掲)を添付してシステム上の申請を完了させてください。 申請受付後、本市から、「大容量ファイル交換サービス」の案内のE-mailを、申請者のE-mailアドレスに送りますので、その指示に従って、サイズが大きいためにシステム上で添付できなかった書類データを提出してください。	
	申請内容の変更(代表者の変更、所在地の変更等)予定がある。	「申請日時点での情報で申請し、変更後速やかに変更届をご提出ください。 様式は神戸市HPからダウンロードしてください。(以下に記載のURL) 令和6・7年度入札参加資格のある事業者が、令和8・9年度の申請を行った後に「変更届」を提出した場合、令和8・9年度の申請内容にも反映します。 令和8年4月1日付けで送付する「認定通知書」は変更後の内容でお送りする予定ですが、通知書作成期間の都合上、「認定通知書」に反映されない場合がありますのでご了承ください。 URL<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/henkoutodokehyou.html>	
申請期間中	申請内容の変更(代表者の変更、所在地の変更等)があった。	新規登録者	令和6・7年度入札参加資格登録事業者
		一度申請したデータについて、修正することはできません。 一旦申請を「取下げ」して、必ず申請期間内に改めて申請してください。 ※e-KOBEマイページの「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」から元申請を選び、表示された申請内容プレビューページ下部にある「この申請を取下げる」「申請内容を使用して新しく申請する」機能を使うと修正・再申請が省力化できます。	●変更届による変更が可能な事項の場合 令和6・7年度入札参加資格のある事業者が、令和8・9年度の申請を行った後に「変更届」を提出した場合、令和8・9年度の申請内容にも反映します。 令和8年4月1日付けで送付する「認定通知書」は変更後の内容でお送りする予定ですが、通知書作成期間の都合上、「認定通知書」に反映されない場合がありますのでご了承ください。 ※変更届による変更を受付する事項に関しては、神戸市HPの変更届のページでご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/henkoutodokehyou.html ※令和8・9年度入札参加資格から、受任者の変更が確定している場合は、新受任者情報で申請してください。
	申請を取下げたい。	一度申請したデータについて、修正することはできません。 一旦申請を「取下げ」して、必ず申請期間内に改めて申請してください。 ※e-KOBEマイページの「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」から元申請を選び、表示された申請内容プレビューページ下部にある「この申請を取下げる」「申請内容を使用して新しく申請する」機能を使うと修正・再申請が省力化できます。	
	申請の内容を修正したい。		
	誤った書類データを添付したため差し替えたい。		
申請期間後	申請内容の変更(代表者の変更、所在地の変更等)があった。	速やかに「変更届」をご提出ください。様式は神戸市HPからダウンロードしてください。(以下に記載のURL) 令和6・7年度入札参加資格のある事業者が、令和8・9年度の申請を行った後に「変更届」を提出した場合、令和8・9年度の申請内容にも反映します。 令和8年4月1日付けで送付する「認定通知書」は変更後の内容でお送りする予定ですが、通知書作成期間の都合上、「認定通知書」に反映されない場合がありますのでご了承ください。 URL<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/henkoutodokehyou.html>	

質疑回答

Ⅱ. 工事

A. 申請内容について

	質 問	回 答	備 考
1	市内にある営業中の支店・営業所と、受任者住所が同じ場合、市内にある営業中の支店・営業所に入力する必要があるか。	市内にある営業中の支店・営業所と、受任者住所が同じ場合でも、市内にある営業中の支店・営業所に入力してください。	
2	建設業の許可日が4つ以上ありますが、入力欄が3つしかありません。	許可日が古い(許可期限が残り少ない)順に3つ入力してください。	
3	建設業の許可番号後半が入力できません。	許可番号「00-000000」のうち、前半の2桁は大臣許可・都道府県許可を選択すると自動的に入力されます。後半の番号6桁を入力してください。	
4	建設業許可の欄は、神戸市で登録を希望する業種や施工可能な工事のみ選択すればいいですか？	登録を希望する業種等にかかわらず、添付いただく建設業の許可証明(確認)書(又は「許可通知書」の写し)に合わせて全て入力ください。	
5	経営事項審査の点数を入力するところがありません。	以下の場合、経営事項審査の総合評定値・完成工事高の入力は不要です。システム上入力欄も表示されません。 ・地域区分がその他の場合 ・地域区分が地元・準地元であっても格付業種を選択していない場合	
6	格付業種を希望していますが、その業種の経営事項審査を受審していません。	格付にはその業種の経営事項審査を受審していることが必要です。格付なしで登録することも可能ですが、格付業種の場合、格付を入札参加要件としているものがほとんどですので、入札参加できない恐れがあります。登録した業種は、登録期間中は追加変更できませんので、格付をご希望であれば、本申請を取下げ、経営事項審査を受審してから登録申請を行ってください。	
7	令和4・5年度まで建築専門を登録業種としていましたが、建築専門はありませんが何を選べばよいですか。	建築一般を選択してください。建築専門は令和6・7年度より建築一般と統合しました。建築専門に相当する、大工・左官・屋根・ガラス・内装仕上・建具については、入札参加要件において建築一般を登録していることを求めます(等級は求めません)。	

B. 等級格付について

	質 問	回 答	備 考
1	神戸市と災害協定を結んでいる団体に所属しているのですが、災害協定の選択一覧に団体名、協定名がありません。どうすればいいですか？	団体・協会名1に「その他」を選択し、入力欄に直接入力してください。また、当該部署に災害協定の締結を確認しますので、協定書を書類19「神戸市との災害協定書」に、団体の名簿を書類20「神戸市と災害協定を締結している団体・協会等の名簿」に添付してください。「その他」は団体・協会名1の欄でのみ選択/入力ができます。	
2	ISO14001は本社で取得しているが格付の加点対象になるのでしょうか？	適用範囲に神戸支店等が含まれていれば、加点対象となります。神戸市内の支店・営業所が範囲に含まれていることが分かる書類(付属書等)も添付してください。	
3	ISO14001は付属書には「神戸支店」の記載がなく、神戸支店も含めて「関西支店」という記載となっています(組織図で関西支店の中に神戸支店が含まれている)。申請画面には「神戸市内事業所が含まれているか」という項目があるがどうすればいいですか？(加点対象になるのでしょうか？)	関西支店の中に神戸市内の支店・営業所が含まれていることが確認できるものを添付してください。	
4	ISOを取得していて、令和7年12月31日現在で有効ですが、それ以降更新する予定がありません。それでも申請していいですか？	申請受付期間であり、必要書類一覧の備考欄の要件を満たしていれば申請しても構いません。	
5	KEMSの認定を受けていますが、登録証等の提出は必要ですか？	KEMSの場合は提出不要です。ISO14001、又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関から認定を受けている場合は登録証・付属書等の提出が必要です。	
6	ISO9001の適用範囲で加算対象となる範囲は何ですか？	登録(活動)範囲に「工事の施工」が記載されていることが必要です。	
7	ISO9001について、神戸市に事業所がない場合でも加点対象となりますか？	「ISO9001認証登録」については、神戸市に事業所がない場合でも加点対象となります。但し、適用範囲に「工事の施工」が含まれていることが必要です。	
8	男女共同参画の国の「均等・両立推進企業表彰」を受賞しています。加点対象になりますか？	平成30年度をもって表彰制度が終了したため、加点対象ではありません。また、「均等推進企業表彰」「ファミリー・フレンドリー企業表彰」についても、加点対象ではありません。	
9	「女性活躍推進企業(ミモザ企業)」のフレッシュミモザの認定を取得しています。加点対象になりますか？	フレッシュミモザについては、加点対象ではありません。神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業(ミモザ企業)」のプラチナミモザ企業又はミモザ企業が加点対象です。	
10	障害者雇用状況報告書(事業主控)に記載されている障害者雇用率は、グループ会社全体での雇用率が対象となりますか？	グループ会社全体での雇用率は対象ではありません。あくまで入札参加資格を登録される1会社の雇用率で判定します。	
11	神戸市消防団協力事業所表示制度の認定事業所となるには、どのような要件が必要ですか？	消防関係法令に違反がなく、次のいずれかに該当している場合に認定されます。 ・当該事業所等の従業員又は学生が、消防団員として2名以上入団している。 ・消防団員である従業員又は学生が消防団活動に従事することに関し、当該事業所等の積極的な配慮がみられる。 ・災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力をしている。 ・その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められる。 制度の概要については、下記ホームページをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a91505/bosai/shobo/outline/kobesyoubu/danhyouji.html 詳細のお問い合わせは神戸市消防局警防部消防団支援課消防団係(TEL: 078-322-5748)にご確認ください。	

12	協力雇用主となるには、どのような要件が必要ですか。	法務省では、刑務所出所者等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、積極的な取組を行うことに併せて、刑務所出所者等を雇用していただく協力雇用主を募集しています。 協力雇用主になるためには、各保護観察所に登録いただく必要があります。 制度の概要については、下記ホームページをご参照ください。 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html 詳細のお問い合わせは法務省神戸保護観察所(TEL:078-351-4015)にご確認ください。	
13	現在、保護観察対象者を雇用しておりますが、協力雇用主ではありません。加対象になりますか。	令和7年11月1日現在で法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されていることが要件となります(協力雇用主の登録より先に雇用の実績があっても構いません。)	
14	神戸保護観察所の保護観察対象者を雇用しておりますが、事業所が大阪にあるため、大阪保護観察所に協力雇用主として登録しております。加対象になりますか。	法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されていることが要件となります。	
15	神戸保護観察所に協力雇用主として登録しておりますが、大阪保護観察所の保護観察対象者を雇用しております。加対象になりますか。	令和7年11月1日以前の過去2年間に同一人を3か月以上雇用した実績があれば、加対象となります。	

C. 建設業許可証明書 提出書類(番号6)について

質問		回答	備考
1	建設業許可証明書(または許可通知書)が申請手続き中のため提出できません。	令和7年10月31日時点で許可があることが資格要件ですので、それまでに許可がない場合は入札参加資格の認定はできません。 許可の更新中や許可内容の追加・変更の場合は、「現在申請中であることが分かる書類」と「更新前の建設業許可証明書等」を提出してください。 なお新しい許可通知書又は許可証明(確認)書の写しを令和8年1月9日までに契約監理課へ提出してください。 一部の許可が廃業している場合は、廃業届又は建設業許可の変更の届出の控えを合わせて提出してください。	
2	申請受付期間中に建設業の許可通知書が切れず。現在の許可通知書で申請してもいいですか？	申請は可能ですが、法令により建設業の許可は必要です。新しい許可通知書又は許可証明(確認)書の写しを令和8年1月9日までに契約監理課へ提出してください。	
3	ファイル選択欄が1つしかないが複数の許可書はどのように提出すればいいか。	複数の許可書を併せてスキャンして1つのPDFファイルにして提出してください。	

D. 経営事項審査 提出書類(番号7)について

質問		回答	備考
1	経営事項審査結果通知書はどこで取得するのですか？	経営事項審査とは、国や地方公共団体等が発注する公共事業を直接請け負おうとする場合に必ず受けておかなければならないとされている審査です。 実際の取得には、許可行政庁(国土交通大臣許可は本店を管轄する各地方整備局、都道府県知事許可は各都道府県の窓口)への申請が必要です。 申請方法等については、下記ホームページをご参照ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/wd37_000000005.html	
2	会社の決算月が7月のため、資格審査申請に有効な経営事項審査結果通知書が2年分ありますが、どちらを提出したらいいですか。	経営事項審査結果通知書の審査基準日が令和6年5月31日以降のものであれば、どちらをご提出いただいても構いません。ただし、一度提出されたものは、原則差し替え等認めませんのでご注意ください。また、資格認定後も毎年「経営事項審査結果通知書」を受審してください。(更新後の経営事項審査結果通知書で再格付をすることはありません。)	
3	経営事項審査の更新手続き中のため、経営事項審査結果通知書が間に合いません。	一旦、更新前の「経営事項審査結果通知書」と「審査申請書(副本)の表紙の写し(受領印があるもの)」を令和7年12月19日までに提出いただいたうえで令和8年1月9日(必着)までに更新後の「経営事項審査結果通知書」を提出いただけるのであれば、有効とみなします。	

E. 社会保険等の加入について 提出書類(番号8、9、10)について

質問		回答	備考
1	経営事項審査受審後に社会保険等に加入したため、経営事項審査結果通知書上は社会保険の各項目が“無”になっています。どうしたらいいですか。	(健康保険及び厚生年金保険の場合)健康保険・厚生年金保険新規適用届(雇用保険の場合)雇用保険適用事業所設置届をご提出ください。上記届が提出できない場合は、保険料の領収書又は納入証明書、標準報酬決定通知書、あるいは(雇用保険の場合)労働保険概算・確定保険料申告書、あるいは雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)を添付してください。 別掲『社会保険等の加入確認書類について』参照	
2	(健康保険について)本来は適用事業所となるが、すでに「全国建設工事業国民健康保険組合(建設国保)」または「全国土木建築国民健康保険組合(土健保)」に加入しており、「健康保険適用除外」の承認を受けています。加入の有無はどのように入れたらいいですか。	通常、経営事項審査の健康保険加入の欄は「除外」となっているはずなので、電子申請では「除外」を選んでください。 もし、健康保険加入の欄が「無」となっている場合は、電子申請で「除外」を選んだうえで、建設国保・土健保等に加入していることが確認できる書類(直近の保険料の領収書等)をご提出ください。 別掲『社会保険等の加入確認書類について』参照	

F. その他

質問		回答	備考
1	施工実績、技術者について入力する箇所がありませんが、入力(別途提出)が必要ですか？	入力(別途提出)いただく必要はありません。令和6・7年度より不要としました。	

質疑回答

Ⅲ. 物品等

A. 申請内容について

	質問	回答	備考
1	障害者雇用について、報告義務はあるのですが、障害者雇用率が(「除外率制度」等により)法定の雇用率を下回っています。障害者雇用率の入力はどうすればいいですか？	障害者雇用率欄への入力には必要ありません。「障害者雇用状況報告書(写し)」の提出も不要です。	
2	希望の品種・業種が項目にない。	該当する(似たような)品種をお願いします。労務供給・請負関係でどうしても無い場合は、大分類「労務供給・請負関係」>取引希望品種「1720 その他の労務供給・請負関係」を、物品供給・物品賃貸借でどうしても無い場合は、大分類「その他」>取引希望品種「2100 物品その他」を選び、その他の欄に希望品種を入力してください。	
3	営業に必要な許可証や証明書等の提出は必要ですか？	建設コンサルタント等業務を希望しており、登録(*)を持っている方のみ必要です。 (*)測量業登録、建設コンサルタント登録、地質調査業登録、一級建築士事務所登録、補償コンサルタント登録	
4	市内にある営業中の支店・営業所と、受任者住所が同じ場合、市内にある営業中の支店・営業所に入力する必要はあるか。	市内にある営業中の支店・営業所と、受任者住所が同じ場合でも、市内にある営業中の支店・営業所に入力してください。	
5	業種分類で何を選択すれば良いかわかりません。	日本標準産業分類をご確認の上、それでも不明な場合は、中小企業庁の中小企業・小規模企業者の定義の1.中小企業者の定義をご参照の上、該当する業種分類をお選びください。	URL (https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html)

B. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入を確認できる書類について

	質問	回答	備考
1	雇用保険、健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類は必ず送付しないといけませんか。	希望品種として大分類のうち「労務供給・請負関係」「保守点検」「建設コンサルタント等業務」の内いずれかを選択された場合は、必ず提出してください。	
2	健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類とは、どのような書類ですか。	以下のいずれかをご提出ください。 ①経営事項審査結果通知書の写し(審査基準日が令和6年5月31日以降のもの)。 ②保険料の領収書(直近1回分)又は納入証明書の写し ③健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受理印があるもの) ④標準報酬決定通知書の写し ※経営事項審査:公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査 ※②～④は年金事務所、健康保険組合、又は国民健康保険組合発行のもの 別掲「社会保険の加入確認書類について」を参照。	
3	雇用保険の加入を確認できる書類とは、どのような書類ですか。	以下のいずれかをご提出ください。 ①経営事項審査結果通知書の写し(審査基準日が令和6年5月31日以降のもの)。 ②保険料の領収書(直近1回分)又は納入証明書の写し ③雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(受理印があるもの)。 ④雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し ⑤労働保険概算・確定保険料申告書の写し ※経営事項審査:公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査 ※②～⑤は労働局又は労働保険事務組合発行のもの 別掲「社会保険の加入確認書類について」を参照。	
4	雇用保険、健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類は、いつ発行のものを添付すればよいかわ教えてください。	「雇用保険、健康保険・厚生年金保険の加入が確認できる書類」については、発行日は問いません。ただし、保険料の領収書の場合は直近で支払ったものをご提出ください。	

C. 技術・社会貢献評価制度について

	質問	回答	備考
1	技術・社会貢献評価制度の適用対象はどの業務ですか。	物品の入札参加資格のうち、建設コンサルタント等業務を希望する事業者を対象としています。	
2	技術・社会貢献評価制度の評価点数を取得できなかった場合、入札に参加できませんか。	評価点数を取得していない場合も、入札参加資格の取得は可能です。ただし、案件により入札機会に差が生じます。	
3	ISO14001は本社で取得しているが技術・社会貢献評価制度の評価の対象になるのでしょうか？	適用範囲に神戸支店等が含まれていれば、加点対象となります。神戸市内の支店・営業所が範囲に含まれていることが分かる書類(付属書等)も添付してください。	
4	ISO14001は付属書には「神戸支店」の記載がなく、神戸支店も含めて「関西支店」という記載となっています(組織図で関西支店の中に神戸支店が含まれている)。申請画面には「神戸市内事業所が含まれているか」という項目があるがどうすればいいですか？技術・社会貢献評価制度の評価の対象になるのでしょうか？	関西支店の中に神戸市内の支店・営業所が含まれていることが確認できるものも添付してください。	
5	ISO9001について、神戸市に事業所がない場合でも加点対象となりますか。	「ISO9001認証登録」については、神戸市に事業所がない場合でも加点対象となります。	

6	ISOを取得していて、令和7年12月31日現在で有効ですが、それ以降更新する予定がありません。それでも申請していいですか？	申請受付期間であり、提出物一覧表の備考欄の要件を満たしていれば申請しても構いません。	
7	KEMSの認定を受けているが、登録証等の提出は必要ですか？	KEMSの場合は提出不要です。ISO14001、又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関から認定を受けている場合は登録証・付属書等の提出が必要です。	
8	神戸市消防団協力事業所表示制度の認定事業所となるには、どのような要件が必要ですか。	消防関係法令に違反がなく、次のいずれかに該当している場合に認定されます。 ・当該事業所等の従業員又は学生が、消防団員として2名以上入団している。 ・消防団員である従業員又は学生が消防団活動に従事することに関し、当該事業所等の積極的な配慮がみられる。 ・災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力をしている。 ・その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められる。 制度の概要については、下記ホームページをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a91505/bosai/shobo/outline/kobesyoubo/danhyouji.html 詳細のお問い合わせは神戸市消防局警防部消防団支援課消防団係(TEL:078-322-5748)にご確認ください。	
9	協力雇用主となるには、どのような要件が必要ですか。	法務省では、刑務所出所者等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、積極的な取組を行うことに併せて、刑務所出所者等を雇用してくださる協力雇用主を募集しています。 協力雇用主になるためには、保護観察所に登録いただく必要があります。 制度の概要については、下記ホームページをご参照ください。 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html 詳細のお問い合わせは法務省神戸保護観察所(TEL:078-351-4015)にご確認ください。	
10	現在、保護観察対象者を雇用しておりますが、協力雇用主ではありません。加点対象になりますか。	令和7年11月1日現在で法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されていることが要件となります(協力雇用主の登録より先に雇用の実績があっても構いません。)	
11	神戸保護観察所の保護観察対象者を雇用しておりますが、事業所が大阪にあるため、大阪保護観察所に協力雇用主として登録しております。加点対象になりますか。	法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されていることが要件となります。	
12	神戸保護観察所に協力雇用主として登録しておりますが、大阪保護観察所の保護観察対象者を雇用しております。加点対象になりますか。	令和7年11月1日以前の過去2年間に同一人を3か月以上雇用した実績があれば、加点対象となります。	
13	災害協定について、神戸市以外の自治体と災害協定を結んでいますが入記したほうがいいですか？	神戸市以外の自治体との災害協定は記入不要です。	
14	神戸市と災害協定を結んでいる団体に所属しているのですが、災害協定の選択一覧に団体名、協定名がありません。どうすればいいですか？	団体・協会名1に「その他」を選択し、入力欄に直接入力してください。また、当該部署に災害協定の締結を確認しますので、協定書を書類23「神戸市との災害協定書」に、団体の名簿を書類24「神戸市と災害協定を締結している団体・協会等の名簿」に添付してください。また、「その他」は団体・協会名1の欄でのみ選択/入力ができます。	
15	男女共同参画の国の「均等・両立推進企業表彰」を受賞しています。技術・社会貢献評価制度の評価の対象になりますか？	平成30年度をもって表彰制度が終了したため、加点対象ではありません。また、「均等推進企業表彰」「ファミリー・フレンドリー企業表彰」についても、加点対象ではありません。	
16	「女性活躍推進企業(ミモザ企業)」のフレッシュミモザの認定を取得しています。加点対象になりませんか？	フレッシュミモザについては、加点対象ではありません。神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業(ミモザ企業)」のプラチナミモザ企業又はミモザ企業が加点対象です。	
17	障害者雇用状況報告書(事業主控)に記載されている障害者雇用率は、グループ会社全体での雇用率が対象となりますか。	グループ会社全体での雇用率は対象ではありません。あくまで入札参加資格を登録される1会社の雇用率で判定します。	
D. その他			
	質問	回答	備考
1	建設コンサルタント等業務において、技術者の人数や、業務実績の入力(別途提出)は必要ですか？	入力(別途提出)いただく必要はありません。令和6・7年度より不要としました。	